

介護保険制度を利用して  
日常生活の不安を解消しませんか？

4月



介護保険制度を利用した改修

「玄関の段差がなくなってきた」

「浴室での転倒が心配」

そんな日常の不安を解消するために、多くの方が取り入れているのが手すりの設置です。

【介護保険で補助金が出る条件】

○要介護または要支援の認定を受けていること

○移動や立すわりの補助となる手すり設置であること

玄関・廊下・トイレ・浴室・階段(外部含む)等、身体の動きを助けるために必要とされる手すり設置工事は、補助金の対象となります。

○工事費用の上限は20万円まで

介護保険の補助は、最大20万円までの工事費用に対して7～9割が支給されます。(=自己負担は1～3割)

介護保険が適用にならない場合もございます。

まずは介護保険専門員(ケアマネージャー)にご相談ください。



段差も  
安心だにゃ～



施工事例

- ①屋外補助手すり ②屋内玄関手すり
- ③～⑤ユニットバス内手すり(3カ所) 計5カ所

※介護保険適用費用内でのご提案もさせていただきますのでぜひご相談ください。



安心  
安全



お見積無料です

フリーダイヤル  
0120-110-525



株式会社 アスレック

本社 〒062-0035 札幌市豊平区西岡5条13丁目5-1  
TEL. 011-583-1100 FAX. 011-583-1125

e-mail info@asrec.co.jp  
HP http://www.asrec.co.jp/

営業所 〒061-2276 札幌市南区白川1814-950  
TEL. 011-596-5855 FAX. 011-596-5856

